

ごかの お知らせ

お知らせ

人権擁護委員制度をご存知ですか？

(総務課)

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。そこで、法務省と全国人権擁護委員連合会は、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

人権擁護委員は、地域住民の人権が侵害されないよう常に注意を払い、もし、人権が侵害されたときは、その相談を受け、被害救済のためにすみやかに適切な処理をとります。

また、街頭啓発や講演会などを通じて、人権の大切さについて理解を深めてもらうための活動にも努めています。

法務大臣から委嘱された町の人権擁護委員は次の方です。

人権擁護委員(敬称略)
・篠崎 勝(大福田)

☎(84)0031
・古郡 静夫(元栗橋)

☎(84)0521
お問い合わせ

人権同和对策室(内線228)

人権相談所(無料)の開設について

(総務課)

人権相談は、法務省から委嘱された町の人権擁護委員が住民の皆さんの人権に関する問題(虐待・暴力・セクハラ・同和問題・高齢者・障害者等)について相談を受けるものです。秘密の取り扱いとなりますので、お気軽にご相談ください。

日時

12月10日(月)

午前10時から午後3時まで

場所

ふれあいセンター

お問い合わせ

ふれあいセンター

☎(84)3595

手打ちそば入門教室を開催します

(総務課)

地域交流促進事業として、手打ちそば入門教室を開催します。今年穫れたての新蕎麦で、手打ちそば作りに挑戦してみませんか。ぜひ打ちたての蕎麦の風味を楽しんでください。

日時

12月2日(日)

午前10時から午後1時まで

対象者

町内在勤・在住者(先着10名)

費用

実費

場所

ふれあいセンター

お申し込み・お問い合わせ

ふれあいセンター

☎(84)3595

国民健康保険税年末調整用証明書・国民健康保険税確定申告用納付証明書の交付について

(町民税務課)

国民健康保険税を社会保険料控除として年末調整又は確定申告される場合に添付する証明書を町民税務課窓口(の窓口)にて交付します。窓口に取りに来られない方は町民税務課までお問い合わせください。

なお、役場で確定申告される方は証明書の添付は必要ありません。

交付場所

町民税務課税務G

交付期間

11月1日(木)から

(土・日・祝祭日を除く)

午前8時30分から

午後5時15分まで

お問い合わせ

税務G(内線300)

個人事業税の定期課税第2期分の納付について

(町民税務課)

11月は個人事業税の定期課税第2期分の納期です。11月中旬に納付書をお送りしますので、納期限の11月30日(金)までにお近くの金融機関・郵便局又は県税事務所の窓口で納付してください。また、口座振替を申し込まれている方は、口座の残高をご確認ください。

なお、新たに口座振替による納税を希望される場合は、お取引の金融機関(郵便局は除く)でお申し込みください。詳しくは県税事務所までお問い合わせください。

お問い合わせ

茨城県境県税事務所 課税課

☎(87)1120(代表)

国民年金保険料を社会保険料控除として申告するとき

(町民税務課)

所得税法等の一部が改正され、平成17年分の所得の申告から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、1年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付等することが義務付けられています。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明した控除証明書(ハガキ)が、社会保険庁から11月上旬以降に送付されます。年末調整又は確定申告の手続きの際は必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

お問い合わせ

社会保険庁社会保険料

(国民年金保険料)

控除証明書専用ダイヤル

☎0570-000-9911

開設期間

11月1日から

平成20年3月14日(金)まで

(土・日・祝祭日を除く)

午前9時から午後5時まで